

令和3年4月1日

各位

消費者庁からの措置命令に対する対応について

株式会社 GSD

代表取締役社長 横倉 清治



令和3年3月31日、当社は、消費者庁より、当社製品である「GSD-208」「GSD-209N」に関する広告表示の一部において、不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

同命令は、当社製品「GSD-208」「GSD-209N」に関する、平成31年4月1日から令和2年2月29日までの間に配布したパンフレットの表示内容及び令和2年2月14日の当社ウェブサイト及びブログの表示内容を問題とするものです。

しかしながら、当社としては、同措置命令につきましては直ちに受け入れられるものではなく、同措置命令に対しましては、今後の法的措置も視野に入れ、対応につき検討をすすめることと致しました。

なお、同措置命令は、あくまで当社の一定期間において用いていた広告の表示を問題とされたものにすぎず、また、当社製品「GSD-208」「GSD-209N」の性能について問題とされたものはございません。

当社製品をご愛用頂いておりますお客様やお取引先様の皆様におかれましては、ご不安を招き大変申し訳ない思いでございますが、何卒ご理解を賜り、引き続きご愛願いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

今後、当社といたしましては、弊社製品 O-RELA をより多くの方々にご利用いただけるよう、新たな製品開発に取り組み、皆様の信頼を得られるよう努めて参ります。

以上

【本件に関するお問合せ窓口】

執行役員 長澤 雄三 TEL : 023-623-8411

0120-313-369(4/5より)

窓口時間 10時から17時 (土日祝日を除く)